平成30年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について
［大阪市職員労働組合経済局支部　予備交渉］

日　時　　平成30年2月22日(木)　午後0時35分から午後0時40分
場　所　　中央卸売市場業務管理棟15階　　第1会議室
出席者　　所属　　担当係長
　　支部　　書記長

(組合)
　まず、2018 年度の業務執行体制の内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、地方公務員法第55条にもとづいて、勤務労働条件の確保に関する申し入れを行うので、交渉事項として誠意をもって対応するよう求める。
　申し入れ事項は次のとおりである。

　2018 年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件が確保されるよう必要な要員を確保すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを決定した場合については、適切な方法で情報提供を行うこと。安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「経営形態の変更」や「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。

(所属)
　事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、業務執行体制の改編などによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えている。
　交渉については3月1日（木）の午後6時30分から、場所は業務管理棟15階、第3会議室で行うこととしたい。
　本市の出席者は、総務担当課長、総務担当課長代理、担当係長を予定している。

(組合)
　了解した。支部側は支部長、副支部長、書記長の出席を予定している。

(所属)
　それでは、よろしくお願いする。

以上。